

貸金業法規制緩和に反対する会長声明

自民党は、財務金融部会「小口金融市場に関する小委員会」において、上限金利や総量規制を緩和する貸金業法改正案概要を明らかにした、との報道がなされている。

この改正案概要では、一定の条件を満たす貸金業者を「認可貸金業者」と認定し、認可貸金業者に対しては、上限金利を現行の年20%から年29.2%に戻し、個人の借入総額を制限する総量規制も除外する（業界が定める自主基準に緩和する）とのことである。

平成18年12月に成立した改正貸金業法は、その成立を受けて内閣府によって策定された「多重債務問題改善プログラム」による官民を挙げた取り組みの中で、それまでの高金利・過剰貸付による多重債務者を減少させ、過酷な取立による経済的理由を原因とする自殺者を減少させることに大いに資するものであった。さらに、各地で多重債務に関する相談窓口が整備・充実・強化され、多重債務対策に関して大きな成果を上げてきた。

実際、当会において継続的に開設している多重債務に関する無料相談会（司法書士総合相談センター）における相談件数も、平成19年度833件をピークに、平成20年度793件、平成21年度550件、平成22年度440件と着実に減少し、現在は年間100件程度までに減少している。

今般の改正案は、多重債務問題を改善してきた、これらの取り組みを大きく後退させるものであり、サラ金三悪を復活させ、多重債務問題が社会問題化した時代に逆戻りさせるものであるといわざるを得ない。

平成18年の改正貸金業法は、全国340万人にもものぼる個人署名、地方自治法に基づく意見書を採択した43都道府県議会・1,136市区町村議会の声を受け、当時の自民党政権下で成立したものである。成立当時政権与党であった自民党自身が逆戻りとなる法案を提出すること自体自家撞着である。

また、今般の改正案については、融資を受けることが困難な中小事業者や個人への一時的な資金調達をやすくすることを主な理由としているが、貸金業法には、事業者貸付に対する特例があり、現行法下で対処すべき問題であり、規制緩和の必要はない。そもそも、これら中小企業等の支援を考えるのであれば、事業経営を圧迫し破綻に追い込むような高金利や総量規制のない貸付に頼るのではなく、中小事業者や個人事業主が事業や生活を破たんさせることのないセーフティーネット貸付等を充実させた健全な社会を実現することこそが重要であると考えます。

当会は、大阪弁護士会、大阪府下の消費生活センター、市民団体等と連携をとりながら、多重債務被害の法的救済に携わってきた。再び悲惨な多重債務被害を繰り返さないためにも、金利規制や総量規制を緩和する貸金業法改正に対しては断固反対する。

2014年（平成26年）7月23日

大阪司法書士会 会長 中谷 豊重